

(おもて)

意見書

令和 年 月 日

(あて先)札幌市長

(氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名)

(住所・所在地)

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。
なお、裏面については、同法第8条第3項の規定により縦覧に供されることを了承します。

○ 意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のために配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 おもて面（この面）に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。
- 3 裏面の意見の内容は、その理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされてから4ヶ月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所本庁舎15階

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課

提出方法：持参、郵送、FAX（011-218-5130）又は電子メール
(shogyo@city.sapporo.jp)

○ 届出書及び添付書類の縦覧について

大規模小売店舗立地法の規定に基づく届出書及び添付書類は、上記の場所でその届出の公告がされてから4ヶ月間縦覧に供されています。

問い合わせ先 札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援課 Tel 011-211-2372

※ 中傷を目的としたもの、公序良俗に反するものは、ご遠慮ください。
(公告・縦覧の対象から除かせていただきます。)

大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく意見

大規模小売店舗 の名称・所在地	(名称) (所在地)
意見の対象となる生活環境の保持のために配慮すべき事項	
意見の内容	
意見提出者の 氏名・名称	(縦覧に供されて差し支えない場合のみお書きください)
意見提出者の 住所・所在地	(縦覧に供されて差し支えない場合のみお書きください)

※ おもて面（反対側）に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。